



発行 東京都

目次

告示

- 建築基準法による一団地の区域……………
 - ……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)…
 - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除…(環境局環境改善部化学物質対策課)…
 - 生活保護法による介護機関の指定……………
 - ……………(福祉保健局生活福祉部保護課)…
 - 都道の区域変更(四件)……………
 - ……………(建設局道路管理部路政課)…
- 公 告
- 開発行為に関する工事完了(二件)……………
 - ……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)…
 - 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………
 - ……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…
 - 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………
 - ……………(同)…

告示

●東京都告示第百四十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規

定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和四年二月十四日

東京都知事 小池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

板橋区新河岸二丁目八百七十六番一、令和四年一月二
同番三並びに同番五及び同番六の各 十六日
一部、八百七十八番一、同番三、同
番四、八百八十番一、同番三、同
番四、八百八十二番一、同番三、同
番四、八百八十四番一、同番三、同
番四、八百八十六番一の一部、同番三、
同番四、八百八十八番一の一部、同
番三、同番四の一部、八百九十番一
の一部、同番三、同番五の一部、四
千七百七十九番一、同番二、同番四
から同番六まで、四千七百八十六番
一、同番六、同番七、四千八百三番
一、同番四から同番六まで、同番七
から同番十までの各一部、四千八百
二十七番一、同番四、四千八百五十
一番一、同番五、同番六並びに同番
七の一部

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁
第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第百四十五号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条
第二項の規定により、令和三年東京都告示第七百四十九号
により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第
三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次

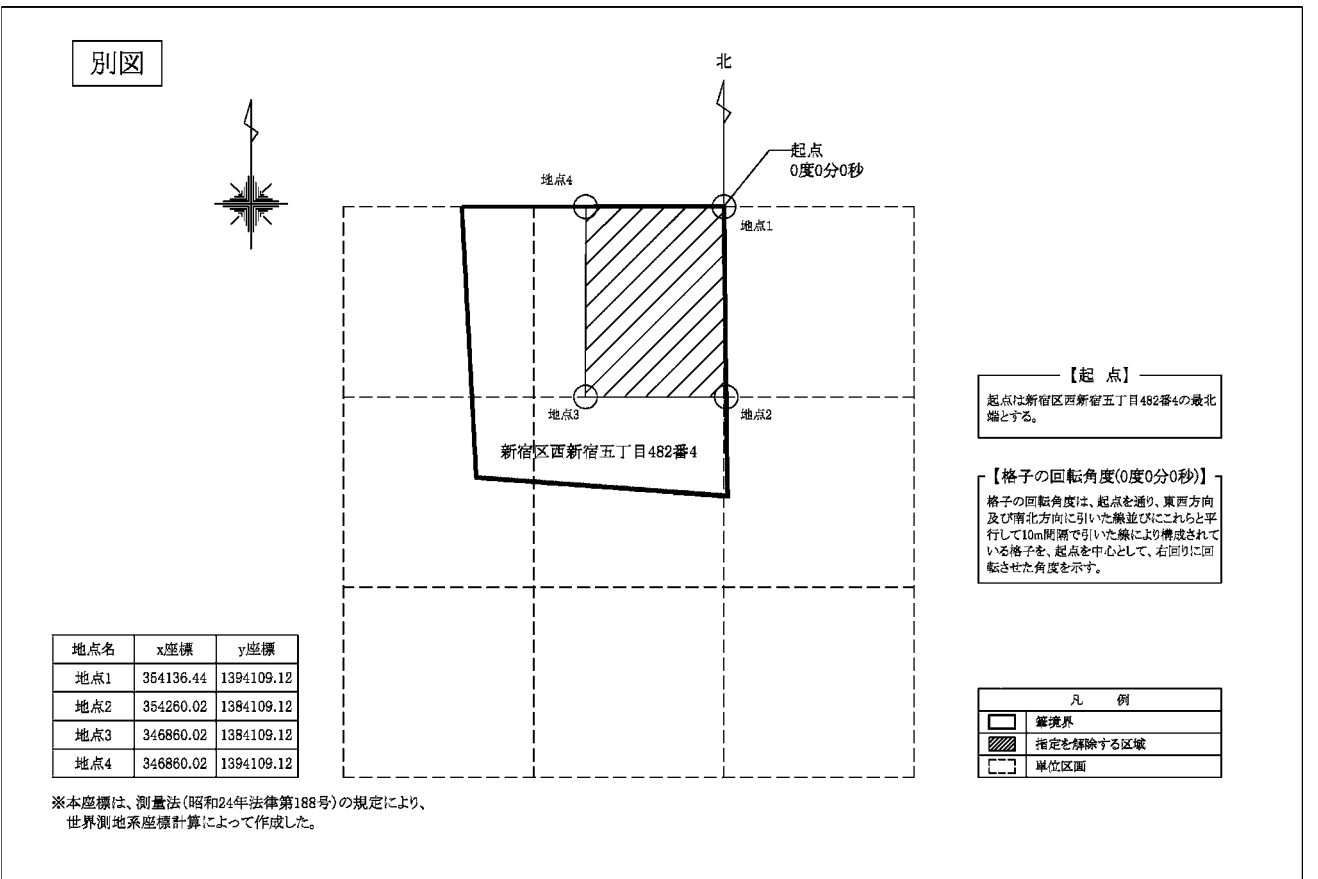
のとおり告示する。

令和四年二月十四日

東京都知事 小池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(新宿区西新宿五
丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特
定有害物質の種類 鉛及びその化合物
三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去



●東京都告示第百四十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号。以下「法」という。)第五十四条の二第一項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。))第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、介護機関を指定したので、法第五十五条の三第一号及び生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条(中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。))の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年二月十四日

東京都知事 小 池 百合子

介護保険 事業者番号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	指定年月日
1345250501	株式会社マサル設計	東京都あきる野市ト代継120-5	あきる野薬剤センター薬局	東京都あきる野市引田91-4	居宅療養管理指導	令和3年10月1日
1345250501	株式会社マサル設計	東京都あきる野市ト代継120-5	あきる野薬剤センター薬局	東京都あきる野市引田91-4	介護予防居宅療養管理指導	令和4年1月1日

●東京都告示第四百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年二月十四日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和四年二月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 日原鍾乳洞

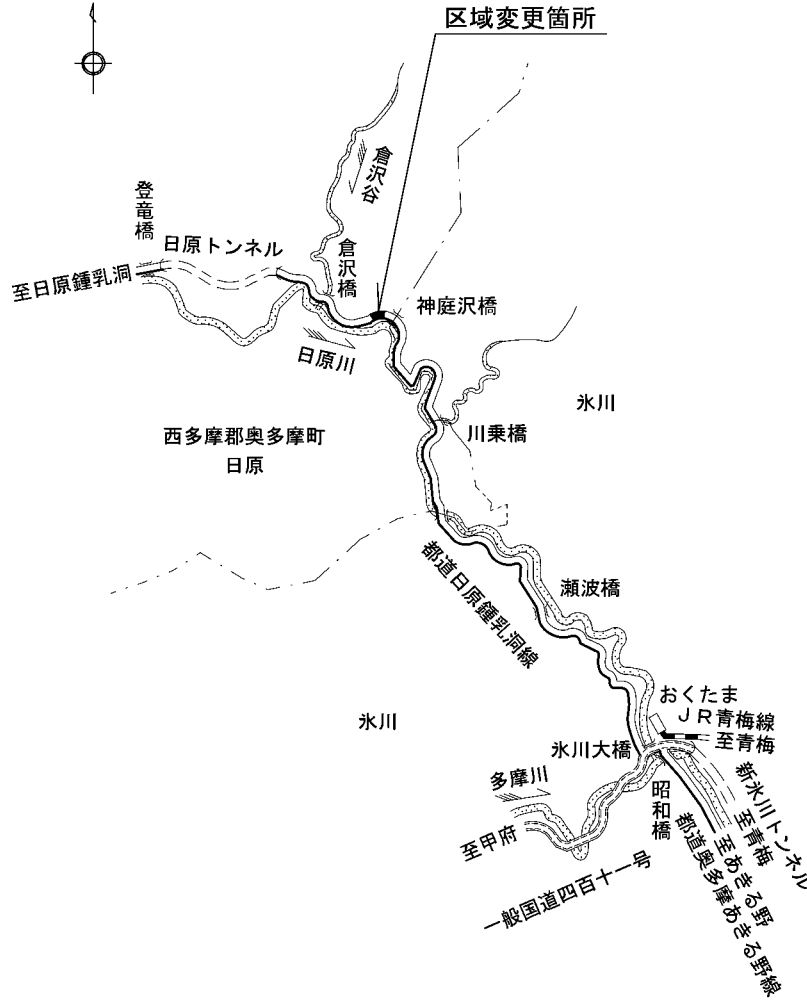
二 変更の区間 西多摩郡奥多摩町日原字神庭澤五百三十

四番一地内

三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

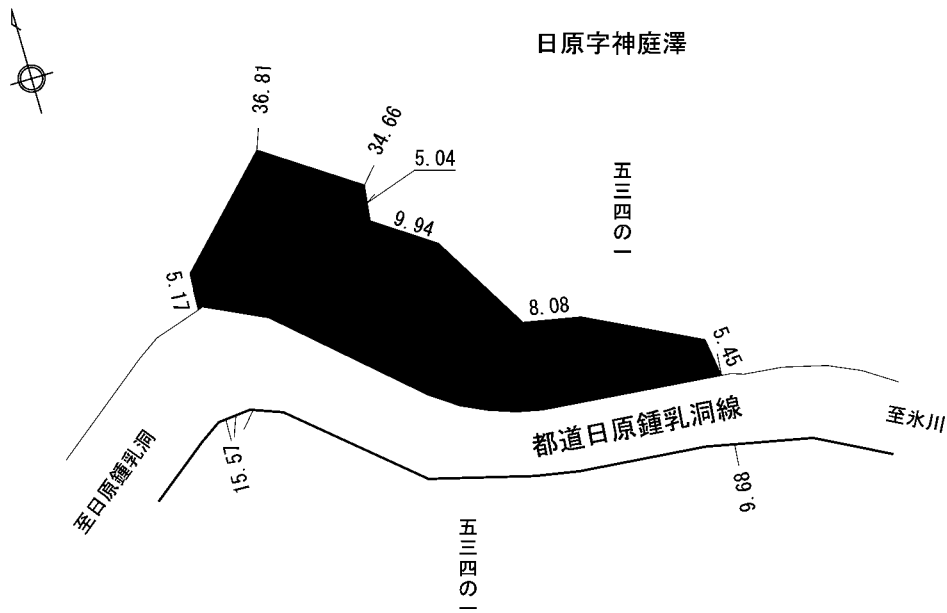
都道日原鍾乳洞線区域変更略図
西多摩郡奥多摩町日原地内



延長 七五・一〇メートル
面積 一、一四六・四八平方メートル

西多摩郡奥多摩町

日原字神庭澤



別図

都道府中町田線区域変更略図

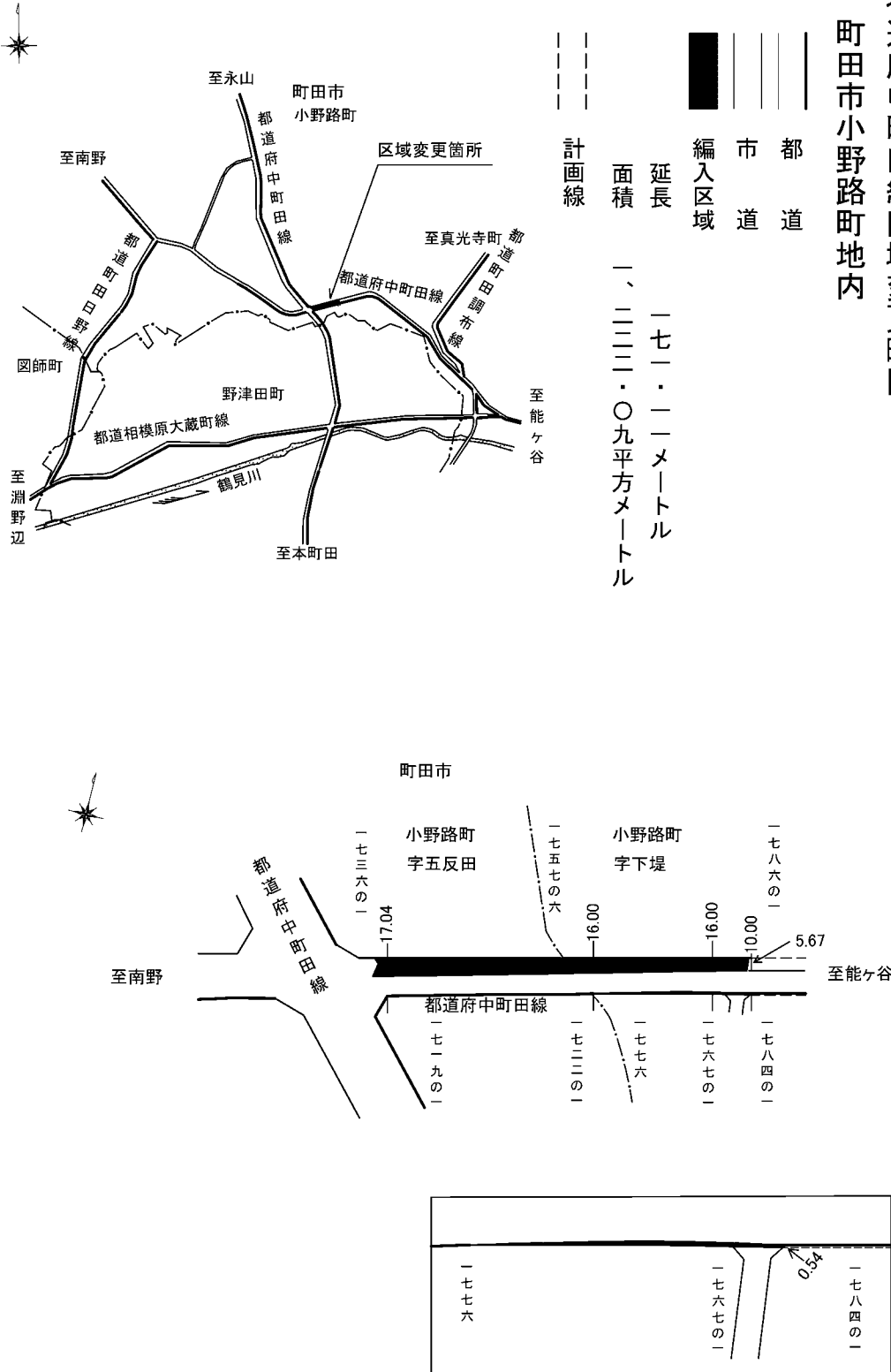
町田市小野路町地内

●東京都告示第百四十八号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、令和四年二月十四日から起算して二週

間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 令和四年二月十四日
 東京都知事 小池百合子
 一 路線名 府中町田
 二 変更の区間 町田市小野路町字五反田千七百三十六番

三 変更の概要

一 地先から同市小野路町字下堤千七百八十四番一地先まで
 別図表示のとおり



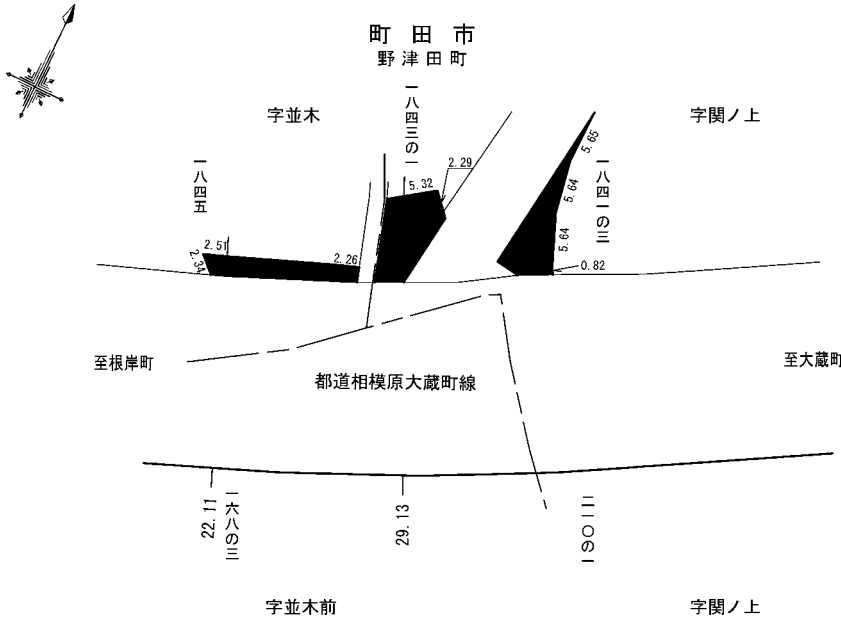
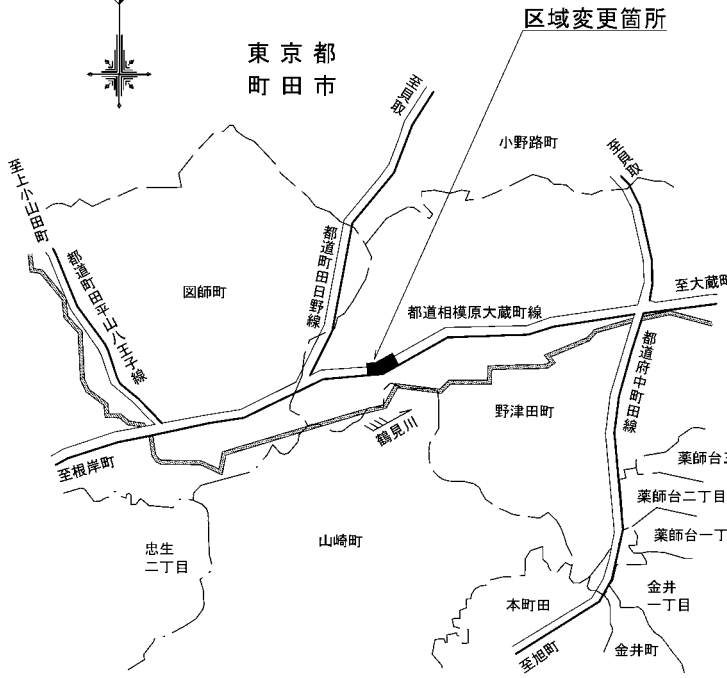
●東京都告示第百四十九号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、令和四年二月十四日から起算して二週

別図

都道相模原大蔵町線区域変更略図
 町田市野津田町地内

都道
 市道
 編入区域

延長 四三・五九メートル
 面積 一一五・八二平方メートル



間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 令和四年二月十四日
 東京都知事 小池百合子

一 路線名 相模原大蔵町
 二 変更の区間 町田市野津田町字並木千八百四十五番地

三 変更の概要

内から同市野津田町字関ノ上千八百四十一番三地内まで
 別図表示のとおり

別図

都道町田日野線
都道小山乞田線
多摩市南野二丁目地内

●東京都告示第百五十号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
その関係図面は、令和四年二月十四日から起算して二週

間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
令和四年二月十四日
東京都知事 小池百合子

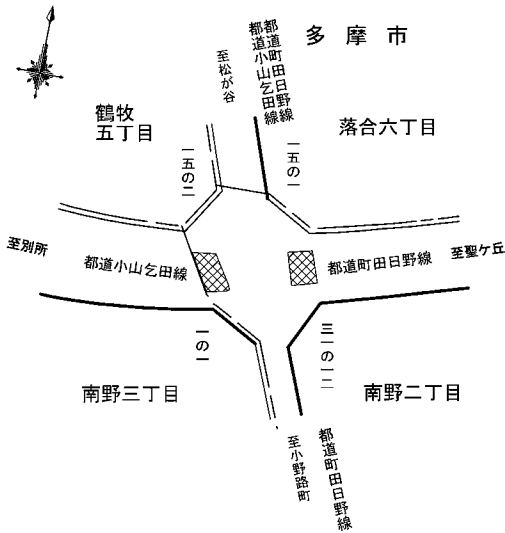
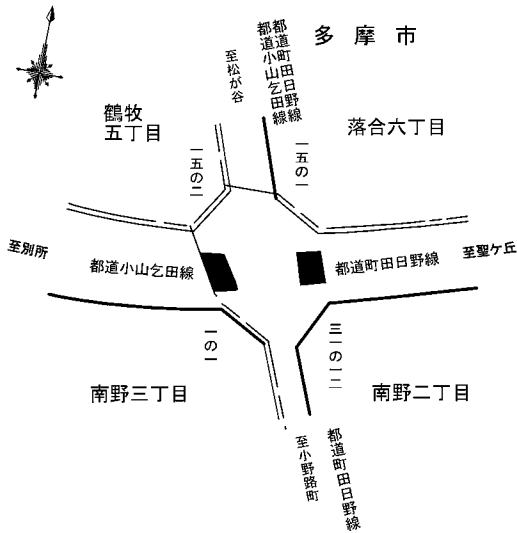
(一) 変更の概要
路線名 別図表示(1)のとおり
変更の区間 多摩市南野二丁目三十一番十二地先
変更の概要 別図表示(2)のとおり



- 都道
- 編入区域
- (1)都道町田日野線
 - 延長 四一・八二メートル
 - 面積 七二〇・九八平方メートル
- (2)都道小山乞田線(都道町田日野線との重用編入)
 - 延長 四一・八二メートル
 - 面積 七二〇・九八平方メートル

(1)都道町田日野線

(2)都道小山乞田線



公 告

開発行為に関する工事の完了について
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年二月十四日
東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

日野市東豊田一丁目五十番一、大田区南雪谷二丁目十七番
同番一地先、同番九、同番十 八号
二、同番十六、同番十六地先、サンユー建設株式会社
同番十八及び同番二十から同 代表取締役 馬場宏二郎
番二十八まで

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年二月十四日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

小平市花小金井二丁目七百三 千代田区大手町一丁目三番
十五番四の一部 二号

住友林業株式会社
代表取締役 光吉 敏郎

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年二月十四日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一

号)に到着するように提出してください。
令和四年二月十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 MEGAドン・キホーテ大森山王店
- 二 店舗所在地 大田区山王三丁目六番三号
- 三 設置者名 株式会社ドン・キホーテ
- 四 設置者住所 目黒区青葉台二丁目十九番十号
- 五 変更前の小売業者 株式会社ダイシン百貨店ほか二名の氏名又は名称
- 六 変更後の小売業者 株式会社ドン・キホーテほか二名の氏名又は名称
- 七 変更日 令和三年七月一日ほか
- 八 届出日 令和四年一月三十一日
- 九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十 縦覧期間

令和四年二月十四日から同年六月十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

十一 縦覧時間

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和四年二月十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 クロスガールズ青梅
- 二 店舗所在地 青梅市今寺五丁目十三番地一ほか
- 三 設置者名 オリックス株式会社
- 四 意見
- ア 聴取者 青梅市長
- イ 概要 意見なし
- ウ 収受日 令和四年一月二十七日
- 五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 六 縦覧期間 令和四年二月十四日から同年三月十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行

東京都新宿区西新宿二丁目八番一
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価 一箇月 六、六〇〇円

三〇円 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

